

平成 23 年度西尾市特定事業主行動計画実施状況報告

1 目的

平成 22 年 4 月に策定した西尾市特定事業主行動計画について、平成 23 年度の実施状況をフォローし、計画に定めた取組の着実な実施に役立てるため、報告するものである。

2 実施状況

(1) 育児支援制度の周知に向けた取組

啓発資料による周知

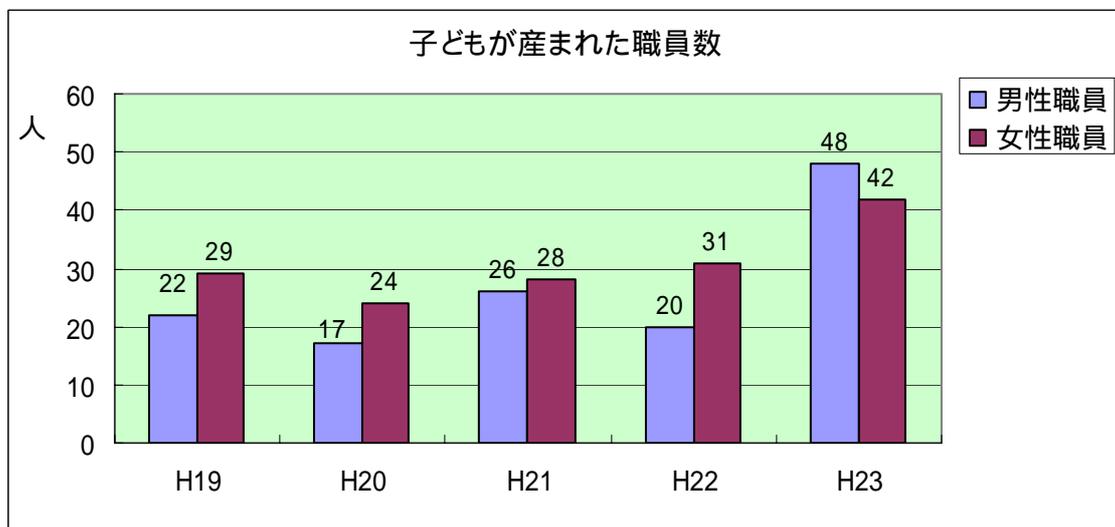
特定事業主行動計画と各種育児支援制度についての資料を作成して電子掲示板に掲載し、全庁的な周知を図っている。

研修による周知

新規採用職員研修において、各種育児支援制度の内容・取得要件等の周知を図っている。

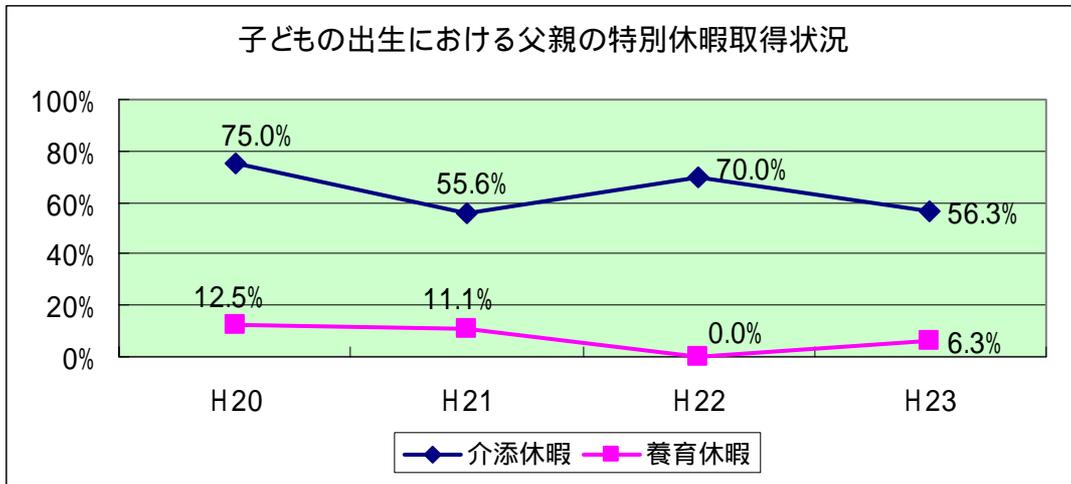
(2) 子どもの出生時における父親の休暇等の取得促進

子どもが産まれた職員数



子どもの出生における父親の特別休暇の取得状況

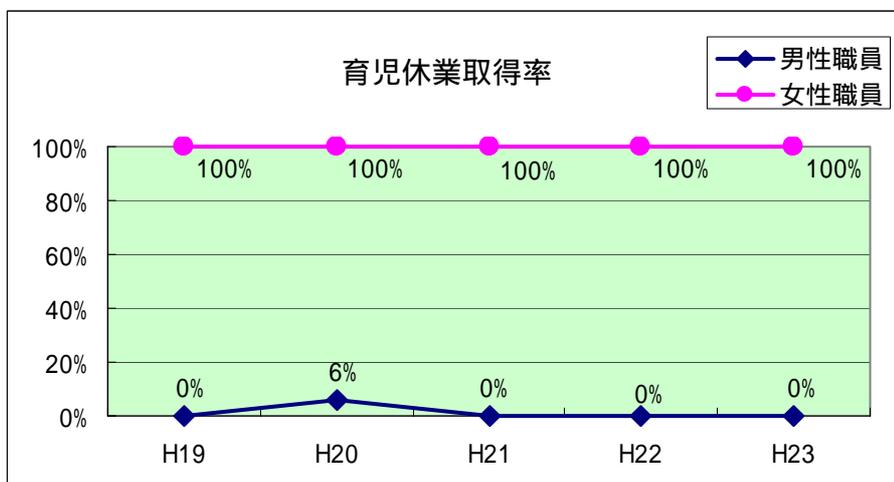
子どもが産まれた男性職員の、妻の出産に伴う介添休暇及び養育休暇の取得状況

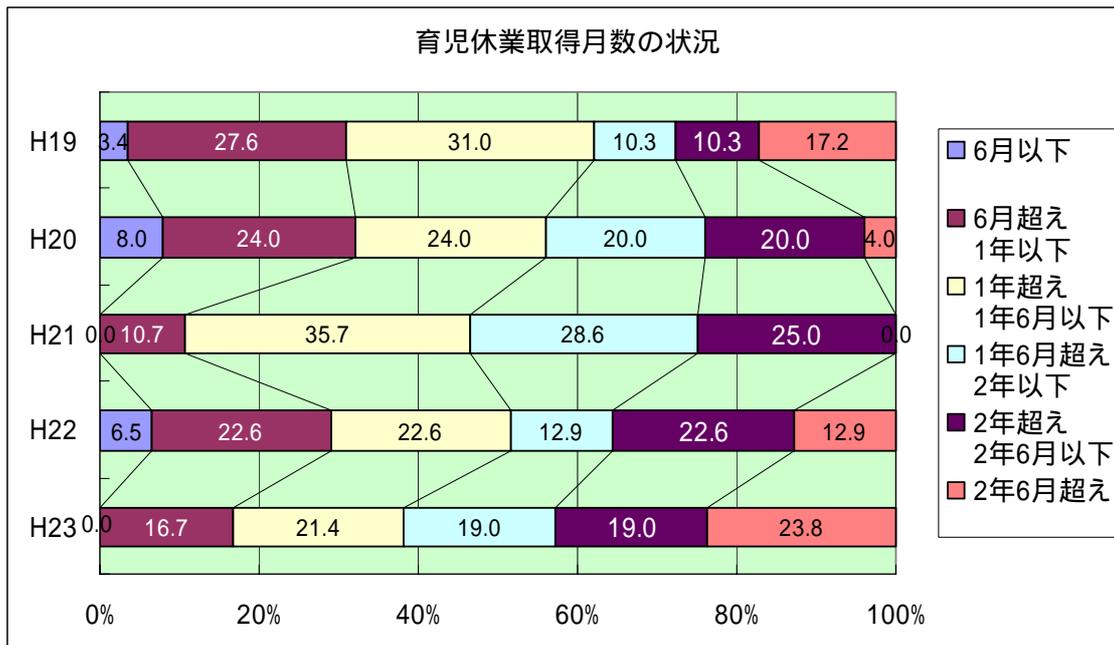


- ・ 介添休暇・・・職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後1月を経過する日までにおける3日の範囲内の期間
- ・ 子の養育休暇・・・職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき当該期間内における5日の範囲内の期間

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等 (目標取得率100%)

育児休業の取得状況





育児休業等の代替要員としての臨時的任用の活用

育児休業等を取得した職員の代替要員として臨時職員を配置。

育児休業からの円滑な職場復帰の支援

育児休業取得により長期にわたり職場を離れる不安を解消し、円滑な職場復帰を支援するため、職場から定期的に業務等に関する情報を提供し、復職時にはOJT研修を実施。

(4) 超過勤務の縮減（目標1月45時間以内、1年360時間以内）

時間外勤務縮減チェックリストの活用

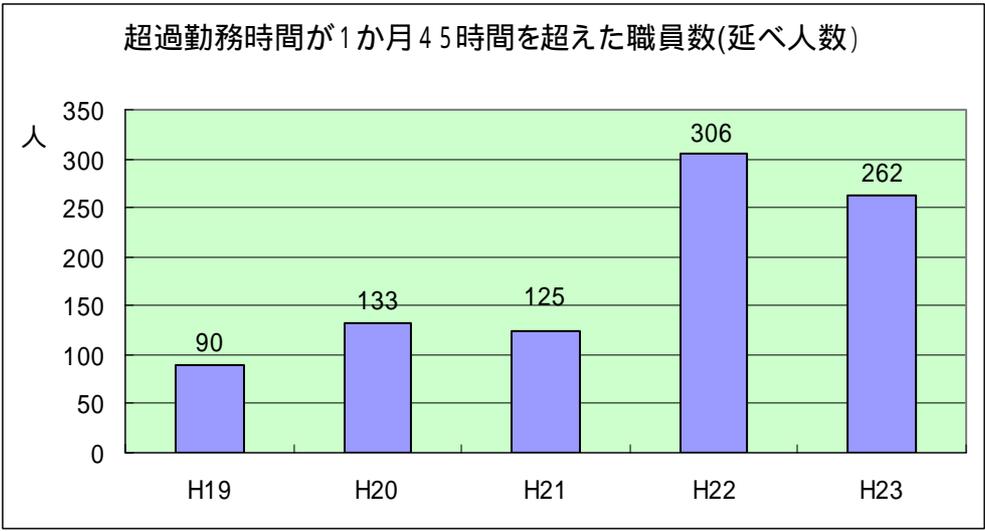
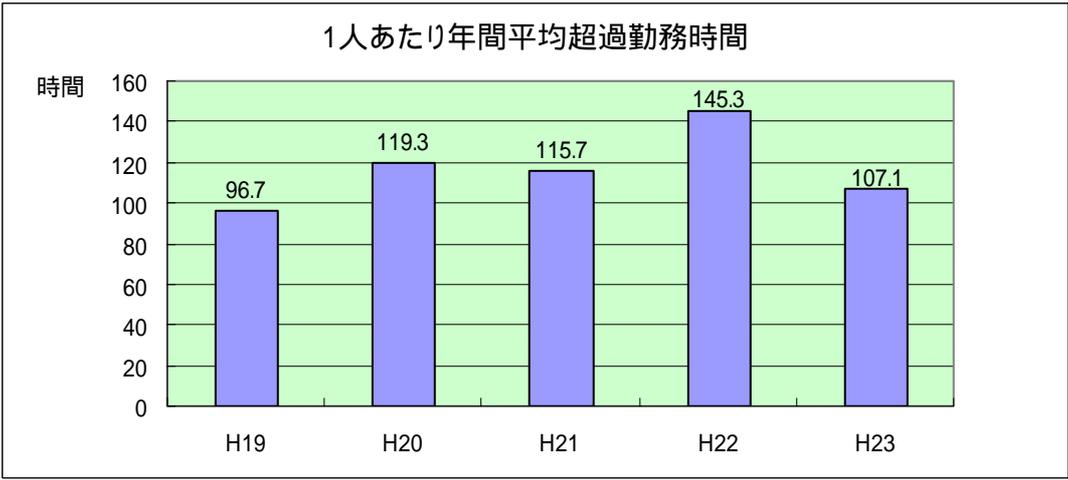
時間外勤務縮減チェックリストを活用し、事前勤務命令の徹底、事務の合理化、所属での応援体制等などにより、時間外勤務の適正管理を行う。

ノー残業デーの実施

毎週水曜日をノー残業デーと定め、庁内放送で職員へ呼びかける。

時間外適正管理報告書

各課がいにおいて時間外勤務縮減のための方策を検討し、適正管理の実施状況を報告させる。



(5) 年次有給休暇の取得促進 (目標年間平均取得日数 12 日以上)

